

日ソ関係のロー・ポリティクス

— 日ソ通商条約の締結と戦後日ソ関係の始動¹ —

神 田 豊 隆

目次

1. 序
2. 日ソ国交回復交渉における通商問題
3. 通商条約交渉の開始へ
4. 通商条約交渉
 - 1) 交渉の範囲・条約の名称
 - 2) 窓口一元化問題
 - 3) 安全保障に関する規定
 - 4) 決済方式
5. 結論

1 本稿は、2015年3月7日に中国・華東師範大学で行われた、華東師範大学歴史系・早稲田大学現代中国研究所広域史研究会主催・日中共同ワークショップ「戦後アジア広域史（1950-70年代）：多層的秩序への視点」における報告「日ソ関係のロー・ポリティクス——日ソ通商条約の締結と戦後日ソ関係の始動」の報告ペーパーに、加筆修正を行ったものである。

1. 序

1956年12月、鳩山一郎政権により、日本はソ連との国交回復を実現した。しかし日ソ国交回復は、領土問題を棚上げし、平和条約を欠くものとなった。領土・平和条約問題の未解決という足枷は、その後の日ソ・日ロ関係の進展にとって大きな障害となり、冷戦後の今日においても、両国関係を停滞させる主要な要因となっている。「遠い隣国 (distant neighbours)」という皮肉な表現は、両国関係を扱う多くの研究者に、広く受け入れられている²。

しかし、そのような領土・平和条約をめぐるハイ・ポリティクスから離れて、経済を中心としたロー・ポリティクスの次元に視点を移した時、少なくとも国交回復からしばらくの時期の日ソ関係は、決して停滞していたわけではなかった。第二次大戦の終結後、不安定な増減を繰り返していた日ソ貿易は、1957年、前年の総額362万ドルから2,161.8万ドルへと急増し、60年には1億ドル、72年には10億ドルを超え、76年まで一度も前年比減少を見ることのない「右肩上がり」の増加を続けたのである³。日本の対外貿易に占める対ソ貿易の割合も、わずか0.06%に過ぎなかった56年から、62年の2.8%まで急上昇し、対中貿易の3.5倍、対台湾貿易の1.6倍に達した。その後も70年代後半まで、日ソ貿易は日中・日台貿易と概ね同等の規模を維持し続けるのである⁴。

2 この表現の初出は、John J. Stephan, "Japan and the Soviet Union: The Distant Neighbours," *Asian Affairs*, 8 (3), 1977. 他に代表的な文献として、木村汎『遠い隣国——ロシアと日本』（世界思想社、2002年）。

3 深水明美「戦後の日ソ貿易の発展推移」（『文化と言語：札幌大学外国語学部紀要』12巻1号、1978年）、51-52頁。

4 総理府統計局編『第18回日本統計年鑑』（日本統計協会・毎日新聞社、1968年）、302, 304頁。「財務省貿易統計 年別輸出入総額（確定値）」(<http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/nenbet.htm>)。田中明彦『日中関係1945-1990』（東京大学出版会、1991年）、11頁。

日ソ貿易が進展した契機となったのは、国交回復もさることながら、1957年12月に調印された日ソ通商条約であった⁵。加えて同条約は、様々な意味で重要性を持っている。同条約の締結は、戦前も含めて、日ソ間での史上初の通商条約の実現という画期性を有していた。同年2月に発足した岸信介政権にとって、同条約の交渉は初期の主要な外交課題のうちの一つであり、当時のマスメディアも交渉の模様を頻繁に報道し、強い関心を注いでいた。また同条約は、「日本が資本主義国の中で初めてソ連に対して最恵国待遇を与えた」条約ともいわれる⁶。さらに、日ソ・日ロ間で平和条約の不在が続く中であって、今日までに両国間で結ばれた数少ない「条約」レベルの合意のうちの一つでもある⁷。同条約の締結は、国交回復とともに、戦後日ソ関係史における一つの重要事件といっても過言ではないのである⁸。

しかしそうした重要性を持つ日ソ通商条約に対して、これまで注目する研究はほとんどなかった。そもそも、戦後日本の対外関係史のうちで、日ソ関係は、日米・日中・日韓などの他の二国間関係と比べて、極端なほど研究の少ない分野である。そうした数少ない日ソ関係史研究のうちで、多くの業績は日ソ国交回復の実現過程に集中しており⁹、その実現後、日ソ関係がいかに始動していったかを論じる研究は少ない。また、国交回復に関

5 同条約の発効は1958年5月であった。

6 牛場信彦『外交の瞬間——私の履歴書』（日本経済新聞社、1984年）、99頁。牛場は当時外務省経済局長としてこの交渉に当たった。

7 この他に日ソ二国間で結ばれた「条約」には、1966年の日ソ領事条約、1986年の日ソ租税条約などがある。

8 前掲深水は、戦後の「日ソ貿易史」を「管理貿易時代」（1946～49年）、「無協定民間貿易時代」（1950～57年）、「政府間協定貿易時代」（1958～77年）に区分し、後二者を画期させたのが1956年の日ソ国交回復と57年の日ソ通商条約・日ソ貿易支払協定であったと論じている。

9 代表的な研究として、田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究』（有斐閣、1993年）。

する研究も含めて、日ソ関係史における関心は領土・平和条約問題に集中し、通商関係の次元にスポットを当てようとする問題意識は弱い。だが戦後の日ソ関係は、上述のようにハイ・ポリティクスのレベルでは起伏に乏しかった一方で、同じことは通商レベルには必ずしも当てはまらなかった。そうした現実を考慮すれば、日ソ関係に関する歴史的な実証研究も、よりロー・ポリティクスの次元において蓄積されなければならないのではなかろうか。

もっとも、かつての池井、近年の松岡、村上の業績など¹⁰、国交回復後の民間・経済関係に注目する優れた研究は存在している。しかし、日ソ通商条約の締結過程を取り上げた実証研究は存在しない。もちろん、これまで研究が不在であった背景には、一次史料への接近の限界という事情があった。だが現在は、日米などの関連する外交文書の利用は可能となっており、ソ連側史料へのアクセスの困難という問題はあるものの¹¹、同条約の締結過程を詳細に跡付ける環境は整いつつある。

本稿は、以上の問題意識を踏まえて、1957年12月に調印された日ソ通商条約の締結過程を実証的に明らかにするものである。それにより浮かび上がるのは、通商という次元を対日政策の重要な部分と位置付け、積極的に対日接近を図っていたソ連外交と、ソ連への警戒心を残しつつも、同様に通商を梃子とした対ソ関係改善を進めていった日本外交の姿である。それは、ともすればハイ・ポリティクスの対立に終始していたかのように見

10 池井優「戦後日ソ関係の一考察——日本対外文化協会の活動を中心として」（『法学研究』63巻2号、1990年）。松岡信之「日ソ漁業交渉と高碓達之助——高碓達之助関係文書の分析を中心に」（『政治学研究論集』35号、2012年）。村上友章「『国境の海』とナショナリズム——日ソ間昆布採取協定と高碓達之助」（『国際政治』170号、2012年）。

11 この時期の日ソ関係について、ソ連側史料を参照して論じる研究も登場している。例えば下斗米伸夫「冷戦下の日ソ関係」（波多野澄雄編『日本の外交・第2巻 外交史・戦後編』（岩波書店、2013年）、106頁）。

られがちな日ソ関係でさえも、東西冷戦の緊張緩和を背景に経済交流が深化しつつあった当時の国際的潮流の例外ではなかったことを示すものであった。またこの時期に外相・首相であった岸信介を始めとする日本側が、外交・国際政治におけるロー・ポリティクス的重要性の上昇という時代の流れを見据えた上で、対ソ関係改善を進めたことを反映するものでもあった。

2. 日ソ国交回復交渉における通商問題

1956年10月に調印された日ソ共同宣言は、その第7項で、両国が「その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する」と謳っている。また同時に、そうした条約が締結されるまでの期間における「貿易の発展及び最恵国待遇の相互許与」を定めた議定書も調印された¹²。

これらの合意をめぐっては、日本側よりもソ連側の方が意欲的であった。国交回復交渉がロンドンで開始されて間もなくの1955年6月14日、ソ連が提出した「平和条約案」では、その第8条として、「通商航海条約」の交渉開始の合意を記すとともに、「平和条約」発効後18カ月間の最恵国待遇の相互付与を定めている¹³。他方、それに対して8月16日に提出された日本案は、ソ連の提案に比べてより消極的なものであり、「貿易、海運、その他の通商関係」に関する「条約又は協定」の交渉開始を定めたに過ぎ

12 日ソ共同宣言や付属議定書の原文は、例えば以下に掲載されている。外務省『わが外交の近況』1957年9月、「資料」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1957/s32-contents03.htm>）。

13 松本俊一『日ソ国交回復秘録 北方領土交渉の真実』（朝日新聞出版、2012年）、199-203頁。

なかった¹⁴。日本側の案は、「通商航海条約」ほどの大がかりな内容を回避しつつ、「協定」レベルに留める可能性を残すとともに、最恵国待遇については言及さえしていなかったのである。

最恵国待遇の付与に関して、日本側はココム規制との整合性という点に極めて敏感であった。日本側はその後、一般論として最恵国待遇の付与を定めることは認めつつも、具体的な実施については最大限の裁量の余地を残そうとした。翌1956年2月10日、ロンドンの松本俊一全権宛に送られた重光葵外相発の公電には、次のような指示が記されている。

当方としては御承知の通りココムとの関係あるに付、御申越しの趣に加え、元来今回の交渉は、各当事国が既に置かれている国際関係上の立場を相互に認め合った上で国交を正常化せんとするものなる点及び右の建前は政治的事項に限らず経済的事項についても該当するものなる点を指摘され、本条項は両国がそれぞれ置かれている右立場を害することなく出来る限りの範囲で相互に最恵国待遇を賦与する一般の方針を宣明せんとする趣旨なる旨を説明し先方をして了解せしめられたい¹⁵。

ココム問題を含め、「既に置かれている国際関係上の立場」つまり対米協調との両立という原則は、政治的問題のみならず経済的問題においても徹底しなければならないというのが、当時の重光以下外務省の強い意向であった。

ソ連の積極性の背景に、むろん対日「平和攻勢」という政治的意図はあったとしても、同時に対日貿易が齎すであろう経済的利益への期待もあったことを、疑う必要はない。1955年に権力掌握を達成していたフルシチョフは、スターリンの死後に農業・消費財生産を重視する「新路線」

14 同上、203-207頁。

15 重光発松本宛公電、18号、1956年2月10日（日本外務省・情報公開法開示文書、開示請求番号〔以後略〕2001-79）。

を進めていたマレンコフの政策を継承し、その一環として大がかりなシベリア開発を進めつつあった。フルシチョフは既に同年9月、モスクワを訪問した北村徳太郎ら日本の国会議員団との会談で、造船や石油などの資源、木材といった具体的な項目を挙げながら、対日貿易発展への熱意を示している¹⁶。さらに国交回復交渉の舞台をモスクワに移した後の56年8月、ソ連のシェピーロフ外相は日本側に対し、国交回復後の日ソ貿易は「今後五年の間に毎年十億ルーブル（片道五億ルーブルとして）に上り得る」と発言するとともに¹⁷、この発言をプラウダなどを通じて詳しく報道した¹⁸。

この「シェピーロフ提案」は、日本国内で大きな反響を呼んだ¹⁹。結果として、この予測はかなり現実に近いものともなるのだが²⁰、いずれにせよ当時日本外務省は、対ソ貿易の見通しについては極めて悲観的であった。国交回復交渉中も、ソ連側が輸入希望品として提示していた工業設備などに関して、東京から交渉団に対し、「具体的商談に入った場合果してソ連が購入するや否やに付き多大の疑問がある」との見解が届けられている²¹。

結局、共同宣言第7項では当初の日本側案に近い文言が記され、当面の

16 「日本国会議員団とブルガーニンソ同盟首相・フルシチョフ最高ソヴェト幹部会員との会談、1955.9.12」（日中日ソ国交回復運動資料刊行会『日中日ソ国交回復の葉』第4集、1955年）、4-5頁。

17 重光発高碕宛公電、28号、1956年8月4日（日本外務省・情報公開法開示文書、2001-312）。

18 重光発高碕宛公電、29号、1956年8月4日（同上）。

19 長橋尚「日ソ通商交渉の成果と問題——貿易支払協定を中心として」（『外国為替』179号、1958年）、11頁。

20 前掲深水、56頁によれば、当時の公定レートで換算すると10億ルーブルは2億5千万ドルとなる。実際に5年後の1961年の日ソ貿易総額は2億1千万ドル、62年は3億ドル弱であり、シェピーロフの見通しはかなり現実的なものであったといえる。

21 高碕発重光宛公電、28号、1956年8月7日（日本外務省・情報公開法開示文書、2001-312）。

通商関係を定めた前述の議定書に関しても、ソ連は「ソ連・カナダ間通商協定の文言を掲げたる〔日本側提案の〕議定書案を受諾」した²²。日本側がカナダの協定を利用したのは、西側陣営内の対ソ政策の前例を踏襲することで、対米協調の原則から大きく逸脱しないようにするためであった。そして議定書では「いずれかの締約国の重大な安全上の利益の保護を目的とするいかなる種類の禁止又は制限を行う当該締約国の権利を制限しないものとする」²³、つまり日本がココム規制を遵守することが明確に示された。

3. 通商条約交渉の開始へ

1956年12月12日の日ソ共同宣言の発効直前から、ソ連各紙は盛んに対日通商関係発展の重要性を訴え始めた²⁴。翌57年1月には、ソ連は通商交渉の開始を日本側に再三申し入れるようになる²⁵。しかし日本側は、これに直ちには応じなかった。

外務省が通商交渉の準備として、関係各省間の調整を開始したのは、早くも1956年11月のことであった。翌57年2月には各省間で意見の一致に至り、交渉の際には現金決済方式を主張すること、時期を見てまず準備のための調査団を派遣すること、貿易態勢を一本化するための日本側商社の整備強化を考慮することなどが決められた。しかし外務省の記録によれ

22 重光発高碓宛公電、64号、1956年8月11日（同上）。引用箇所の括弧部分は筆者による。

23 前掲外務省『わが外交の近況』1957年9月、「資料」。

24 「日ソ通商発展の重要性説く ソ連の各紙」（『朝日新聞』、1956年12月10日）。

25 谷口昇「日ソ通商交渉の経緯と意義（1）『貿易支協協定』と『通商条約』調印まで」（『財政経済弘報』675号、1958年）、4頁。

ば、それでもしばらくの間、慎重論と早期交渉論の並立が続いた。その後5月上旬、外務省の幹部会において、まず非公式交渉から開始することが決められるとともに、「対ソ貿易交渉の基本方針」が作成された。同方針は、極めて消極的なものであった。同方針によれば、交渉は「貿易及び支払協定の締結交渉に限定」し、「右協定も国会の承認を必要としない性格のものとする」、つまり共同宣言で合意されていた「条約又は協定」の締結にも慎重な姿勢が打ち出されたのである。「共同宣言第七項の交渉対象には、通商航海事項も含まれると解釈される」ものの、これについて「先方より交渉の主張がある場合もすべてこれを本件交渉から引き離すこととする」²⁶。つまり外務省の方針は、共同宣言の合意からの逸脱さえ恐れないものであり、原則として「通商条約（協定）」の締結には応じないという強い姿勢によるものであった。対ソ交渉に向けた外務省の動きは、極めて緩慢で消極的であったといえる。

しかし政治家レベルでは、外務省とは温度差があった。1956年12月23日、政権が鳩山一郎から石橋湛山に移り、外相には岸が起用された。岸は、翌57年2月4日に衆議院で行われた外交演説では、「日ソ間の通商につきましては、慎重に各種の条件を検討し、双方にとって満足し得る方法により、かつ国際義務の範囲内においてその発展を講ずる考えであります」と述べるに留まっている²⁷。つまりこの時点では、「国際義務」すなわちコム規制への配慮を強調するのみで、対ソ通商交渉の開始には消極的な姿勢を打ち出していた。しかし2月25日、石橋の病気により政権が岸へ移った頃から²⁸、岸の対ソ姿勢は変化していた。例えば3月4日の国会答弁で岸

26 外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」（外務省外交史料館『日ソ通商条約関係一件』、1-3, 14-15頁。

27 衆議院本会議、1957年2月4日（『国会会議録検索システム』（<http://kokkai.ndl.go.jp/>））。

28 但し、政治家レベルで対ソ通商交渉に向けた姿勢が積極化した転機が、石橋から岸への政権交代であったと見做すのは、恐らく適切ではない。石橋政

は、日ソ間の領土・平和条約問題の解決に向けて、以下のように、漁業問題や「通商協定」の合意などから始めて、いわば「積み上げ方式」によって関係改善を図っていく考えを明らかにした。

段階的に、まず大使を交換し、大使館においてそれぞれ両方の国の友好関係を進める。そうして日本としては、なおソ連邦内に残っておるもしくは消息不明である人々の状態を明らかにする、これにソ連政府が誠心誠意協力して、これを明らかにする。あるいは今東京で開かれております会議での漁業問題について、ほんとうに相互の利益を両方が考えて、妥当な解決をするとか、あるいはさらに通商協定を結んで通商関係を作り上げていく、こういうふうにして相互の利益というものが、お話しのように、両方で互いに認識し合われ、外交が軌道に乗り、そうしてこの領土問題に対する日本国民の考えというものに対してもソ連側でみな理解が生まれてき、初めてこれが解決できるというふうになると思います²⁹。

岸はこうした考えを、当時の国会において繰り返し披露しており、その度に「通商協定」の締結方針を明言している。外務省幹部会が5月においてもまだ通商条約ないし協定の交渉に慎重な姿勢を示し、貿易支払協定の交渉に限定する方針に留めていたことを考えると、対ソ通商交渉に向けた岸の積極性は明白であった。

このような対ソ通商交渉に関する岸の姿勢は、岸が外相に就任して間もなく打ち出した、外交の新しいあり方とも結び付くものであった。岸によれば、外交は、少数の専門家による高度な政治問題の処理という旧来の形に閉じ籠ってはならず、国内政治との連関を踏まえつつ、経済・文化と

権が終了する前の2月12日に、水田三喜男通産相は「日ソ貿易については、先般の国交回復を機として、通商協定の締結等により、従来取引上の不便を除去しつつ極力その発展拡大をはかる考え」であることを表明している。参議院商工委員会、1957年2月12日（前掲『国会会議録検索システム』）。

29 衆議院予算委員会、1957年3月4日（前掲『国会会議録検索システム』）。引用箇所の傍点は筆者による。

いった幅広い次元を視野に入れて展開されなければならないのであった。それは、緊張緩和と経済的相互依存の深化という時代の到来を見据えた、「リベラル」とも呼び得る外交観であった。

岸は様々な場面でそうした考えを披露しているが³⁰、例えば石橋政権期の1957年1月、外務省内のアジア・太平洋地域公館長会議の場で岸が語ったところによれば、「外交は、政治、経済、文化等各分野を通じて国民の総能力を結集して行われるべきもの」であり、「すなわち外交と内政とは表裏一体の関係」にある。「如何に国際情勢の正確な判断をもち、卓越した外交折衝の手腕がありましても、国内からの強力なる支持がなければ真に有効なる外交上の成果は挙げ得ない」のである³¹。また特に「経済外交は私の最も重点をおいている所」である。日本にとって「貿易立国以外に途のないことは自明」であって、「今後わが国が貿易関係を増進すべき地域は少くない」が、「ことに地理的にも近いアジア太平洋地域との通商貿易を奨励し、促進することの極めて重要である」ことは言うまでもない³²。要するに岸は、ハイ・ポリティクスに集中するエリート的外交から脱却し、国内の幅広い支持を基盤とした多層的な外交、特に近隣諸国を対象とする「経済外交」に関心を持っていたのである。

対ソ通商交渉は、通常想定される「アジア太平洋地域」との外交には当て嵌まらないにしても、紛れもなく近隣との「経済外交」であり、そこに

30 例えば、当時の記者会見の場や、後年のインタビューでもこうした外交観を詳細に語っている。「対米協調更に強化 岸外相語る 経済外交で新機軸」（『朝日新聞』、1956年12月24日）。原彬久編『岸信介証言録』（毎日新聞社、1939年）、116-120頁。

31 この点については、岸の前任外相で、卓越した職業外交官であった重光との対照も念頭に置かれていたと考えられる。

32 外務省アジア局総務参事官室「第五回アジア・太平洋地域公館長会議記録（上巻）」1957年1月（日本外務省・情報公開法開示文書、2004-1194）、13、16-17頁。7月に財界人の藤山愛一郎を外相に起用した理由の一つも、経済外交を重視したことにあつたものと考えられる。

は国内からの強い支持もあった。当時日本国内では、対ソ通商交渉の積極的推進を求める声も強く、政府の対ソ交渉を後押ししていた。外務省の記録でも、5月の非公式交渉開始の決定を促した要因の一つとして「裏日本諸県及び都市」において要望が強まったことが挙げられている³³。実際、日ソ国交回復を契機として、多くは戦前から対ソ貿易の歴史のあった北海道、青森、岩手、秋田、山形、新潟、富山、石川などの地域では、対ソ貿易の復活への期待が急速に高まっていた。国交回復後、早速これらの地域では、対ソ貿易の拡大を求める様々な団体が自治体および民間レベルで相次いで結成され、着任したばかりの外交官など、ソ連要人をそれぞれの地域に招き、港湾の整備や通商代表の出張所設置といった具体的な協議を開始していた³⁴。日ソ親善協会、日ソ貿易会、日本国際貿易促進協会などの諸団体も、自民党の北村徳太郎、社会党の佐多忠隆ら日ソ貿易に関心を持つ超党派の国会議員らとともに、日ソ通商条約・協定の締結を求めていた³⁵。1956年2月のソ連共産党大会で、第6次五ヵ年計画に基づくシベリア開発方針が示されていたことや³⁶、前述した7月の「シェピーロフ提案」、また当時いわゆる「神武景気」の頭打ちないし低下傾向が見えていたことも³⁷、対ソ貿易の拡大に向けた日本国内の関心と期待を高めていた。

また、岸が対ソ通商交渉に意欲を示したことは、岸やその周辺の人物が元来、対ソ関係の改善に積極的な傾向を有していたこととも無縁ではなかった。彼らが対ソ外交に積極的であった背景について、筆者は既に別の

33 前掲外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」、2頁。

34 日中・日ソ国交回復国民会議『日中・日ソ国交回復ニュース』112号、1957年2月10日、1-10頁。日ソ扶助会『日ソ時事』1号、1957年4月10日、3頁。

35 日中・日ソ国交回復国民会議『日中・日ソ国交回復ニュース』113号、1957年2月20日、10-16頁。「通商協定促進申入れ 政府へ、日ソ貿易会など」（『朝日新聞』、1957年2月15日）。

36 前掲日ソ扶助会『日ソ時事』1号、2頁。

37 前掲深水、56頁。

場で論じているが³⁸、それらを簡潔に纏めれば、主として次のような点によるものだったと考えられる。第一に、彼らが吉田茂の系譜の政治家とは異なり、日本の国際環境の安定にとって、米ソの両超大国間関係の帰趨が決定的に重要であるとする国際秩序観を持ち、そうした展望の中では日本も対ソ関係を進展させることが不可欠であったこと。第二に岸らは、1930年代に満洲国において、ソ連の五カ年計画から強い影響を受けた「ソ連モデル」の満洲開発五カ年計画の立案と実施に尽力した「革新官僚」でもあり、そうした経緯から、ソ連に対して一定の親近感も有していたのではないかと考えられること。第三に、対米「自主」を外交上の目標としていた彼らにとって、もう一つの超大国であるソ連との接近は、そうした目標に沿うものであったこと。第四に、日ソ国交回復に至るまでの吉田派と反吉田勢力の間の対立が、その後も対ソ外交の推進の是非をめぐる対抗関

38 岸や、岸と戦前・戦後に渡って近い関係にあった椎名悦三郎、岸派を継承する福田赳夫については、拙著『冷戦構造の変容と日本の対中外交——二つの秩序観1960-1972』（岩波書店、2012年）のうち、特に149-51、175-79、222-25、337-40頁。岸派の系譜にあり、中曽根康弘政権の外相でもあった安倍晋太郎については、拙稿「1980年代の冷戦と日本外交における二つの秩序観——中曽根政権の対中外交を軸として」（『アジア太平洋討究』19号、2013年）のうち、特に63-65頁。岸・椎名・福田についてまとめたものとして、同（陳進盛・黄自進訳）「『親臺灣派』所推進的對蘇外交：1960年代的日本外交與岸信介、椎名悦三郎及福田赳夫」（黄自進主編『日本政府の兩岸政策』（中央研究院人文社會科學研究中心、2015年））。椎名について長期的なスパンで論じたものとして、Kanda Yutaka, “The Transformation of a Manchukuo Imperial Bureaucrat to Postwar Supporter of the Yoshida Doctrine: The Case of Shiina Etsusaburō,” in Barak Kushner and Sherzod Muminov, eds., *The Dismantling of Japan's Empire in East Asia: Deimperialization, Postwar Legitimation and Imperial Afterlife* (London: Routledge, forthcoming 2016). なお、岸派の系譜に対ソ・対口外交に積極的な傾向が強いことは、以上の人物に加えて、安倍晋太郎の自民党派閥を継承した三塚博や、三塚の後継で、首相も務める森喜朗、また同派の系譜から首相となる安倍晋三にも共通したものだといえる。

係として残っていたのではないかということ。

いずれにせよ、対ソ通商交渉の機運が徐々に高まる中で、1957年5月に門脇季光駐ソ大使による非公式交渉が行われ、さらに6月には広瀬節男公使を団長とし、外務・大蔵・通産省のメンバーから構成される打ち合わせ団がモスクワに渡り、ソ連の関係諸機関や仏・西独の駐ソ大使館などを訪問した。帰国後の7月15日に広瀬が記した報告では、まずソ連の積極姿勢の背景について、そこには経済的動機も大きいものの、それ以上に対日平和攻勢という政治的目的が主たるものであろうとの判断が示された。ソ連では「対日貿易も従来より大きな比重をもって取上げられるものと考えられる」が、しかし「ソ連が差当って対日貿易を是が非でも拡大しなければならないという経済的な必要について確証を得ることは」出来なかった。「むしろ、総合的印象としては、ソ連として対日貿易を対日平和攻勢の一環としての面から先ず考慮し、同時に右がその経済的利益にも一致するというのが実態ではないかと観察された」。

とはいえ広瀬は、「徒らに感情的に日ソ貿易を排する態度も、東西貿易発展の世界的趨勢から取残される事態を招くもの」であり、通商交渉に向けたソ連側の姿勢には柔軟性も見られるとの判断から、結論としては交渉開始に前向きであった。日本側が重視する現金決済方式について、ソ連側からは対外貿易の際にあらゆる方式を採用してきたという「現実論」も聞いており、この点でソ連は弾力的な態度を取る可能性が高い。仏独両国も、「現実的利益」に基づいて自信をもって対ソ貿易を処理している。「自由諸国とソ連との政治経済体制の相異に基く諸問題は、差当り現実に必要な場合は、深入りせざるを可」である。広瀬はこの報告の中で「現実(的)」という表現を何度も繰り返して用い、貿易をめぐる東西間の体制の相違は深刻な障害になることはなく、日ソの間では現実的に乗り越えられるであろうという感触を示したのである³⁹。

39 前掲外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」、15-21頁。

この報告を受け、7月下旬に外務省は、9月に東京において正式会談を開始する方針を決定した。但し外務省は、まだこの時点でも、交渉範囲は出来る限り貿易と支払に関する取り決めのみに限定するという方針を維持し、それを含めてソ連側に伝達した。8月末、ソ連はそうした限定については回答を避けつつ、9月の東京での交渉開始について受諾する旨回答した⁴⁰。

4. 通商条約交渉

両国代表団は9月12日に東京で第1回本会議を開催し、14回の本会議を経て、最終的に12月6日、日ソ通商条約および貿易支払協定は調印に至った。日本側は広瀬を代表とし、外務省からは牛場信彦や後宮虎郎が交渉に加わった。その他代表団は、経済企画庁、法務、大蔵、通産、農林、運輸の各省のメンバーによって構成された。ソ連側はセミチャストノフ外国貿易次官を代表とし、ほぼ同省のみで構成される代表団となった⁴¹。以下では、特に大きな争点となった点を個別に取り上げながら、交渉の経過を追ってみたい。

1) 交渉の範囲・条約の名称

ソ連側は国交回復交渉の際と同様に「通商航海条約」の締結を求め、さらに新たな提案として、通商代表部の設置に関する取り決めを行うことを要求した⁴²。日本側の立場は、前述の通り交渉範囲を貿易支払協定に限定

40 同上、5-6頁。

41 同上、29-30頁。

42 同上、8頁。但しソ連は既に1957年1月の駐日大使館設置の際、同時に通

するということであったが、最終的に「通商条約」の締結で合意され、第11条でソ連通商代表部の日本への設置が明記された。

日本側が貿易支払協定に限定するとの当初の立場から譲歩していったのは、一つには通商に関する条約または協定の交渉を早期に開始するという、日ソ共同宣言や付属議定書の合意に沿う必要があったためである。そもそも日本側が貿易支払協定への限定を取って主張したのは、他の争点で譲歩を引き出すための交渉カードとしての意味もあったかもしれない。他方で、「通商航海条約」の締結にまで同意を与えなかったのは、そうした名称の場合は「入国、居住、滞在及び事業活動の諸項目を含んだ膨大な形式内容の条約が通例である」と考えられ⁴³、共同宣言の際に合意した通商関係の範囲を超えたものになると判断されたからである。

もっとも、「通商航海条約」を避けた日本側の判断が、純粹に法的・技術的な考慮によるものだけであったとはいえ、それは特に外務省内に根深い、対ソ不信の感情とも無縁ではなかった。当時の外務省の記録にも「通商航海条約」という名称の条約は「一般に極めて重要な取極と認識され勝ち」であると記されているが⁴⁴、実際、日本が歴史上締結してきた「通商航海条約」は、1894年に英国と締結し、不平等条約改正の記念碑となったものや、戦後においても1953年の日米通商航海条約など、日本外交にとっての最重要国との間で結ばれたものが多かった。一方で、この時点で共産圏との間に「通商航海条約」が結ばれた前例はなかった⁴⁵。ソ連が提出した「通商航海条約」案の内容については「困難な規定を含まず、概括的にみれば、共同宣言と同時に署名された貿易発展及び最恵国待遇相互許与に関する議定書の内容を細分化したものとみなして差支えない」と判断

商代表部の設置を行うことを要求してきていた。

43 同上。

44 同上、9頁。

45 1959年に、日本・ユーゴスラビア通商航海条約が結ばれたのが最初である。

出来るものであったが、その名称の条約を「共産圏との間に締結すること
は、時期尚早」だったのである⁴⁶。要するに外務省内には、ソ連は「通商
航海条約」を結ぶに相応しいほどの「格」を持っていない、という拘りが
あったのである。

2) 窓口一元化問題

この問題は「交渉の決裂を危惧せしめた難問題」であった⁴⁷。日本側は、
ソ連が外国貿易の独占体制を取り、公団による一元的な貿易を行っていた
ことに対応して、日本でも何らかの窓口一元化機構を組織する可能性を
探った。日本側には、ソ連が日本国内の貿易態勢を攪乱したり、不当な価
格操作を起こし得ることへの懸念もあった⁴⁸。日本側はそうした機構を組
織する考えを10月24日の第10回会議で示したが、ソ連側は「対ソ差別待
遇」であると反発し、「今になって日本側が新しい提案をだしてきたこと
に驚いている」と強い不快感を示し⁴⁹、交渉の決裂も辞さないほどの強い
態度を取った⁵⁰。

ソ連の強い反発に直面し、外務省はすぐに撤回もやむを得ないとの結論
に達したが、この点で強硬だったのが経済企画庁、特に長官の河野一郎で
あった。河野の強硬姿勢に対して、当時の外務省内には強い嫌悪感が広
がっていたようである。交渉の経緯を纏めた外務省記録には、次のよう
に、苛立ちさえ感じられるような記述が見られる。

本件は実際上の問題よりもむしろ多分にセオレチカルな問題であり、単なる理

46 前掲外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」、8-9頁。

47 同上、9頁。

48 同上。

49 同上、98頁。

50 同上、25頁。

論上の関連のため徒に交渉を紛糾させたものとも言い得よう。〔中略〕日本外交における、ないしは日本人一般の法律万能思想あるいは実利を忘れて理論に奔る通弊が露われたものとの非難の失当でない面も少からず存しよう。ただこの問題は、……国民一般のナイーヴな民族主義的思想にアッピールするところが多く、恰も先般の日ソ交渉における樺太、千島返還要求問題の如く国民大衆の民族主義的感情に訴えつつ、しかも相手方の呑み得ない問題に乗り上げたものであって、日ソ交渉における一つの因縁事ともいい得よう⁵¹。

外務省の記録では言及されていないが、そこには外相の藤山愛一郎、ないしは外相というポストに対する河野個人の嫉妬めいた感情や、それを感じ取っていた外務省の側の反発もあったのではないかと考えられる。1956年秋、石橋が勝利した自民党総裁選の直前、総裁に当選する可能性が高いと見ていた岸に対して、河野は外相として自らを入閣させるよう打診していた。しかし岸はこれを拒否し、外相には藤山を想定していることを河野に示唆した。それは、岸が河野の外相起用によって吉田派の反発を招く危険を回避しようとしたためでもあったが⁵²、いずれにせよ河野にとって、その後も藤山や外務省は愉快的な存在ではなかったであろうと思われる。この窓口一元化問題で紛糾していた57年11月、河野はアメリカのマッカーサー駐日大使に対し、「この問題が解決出来るかどうかは、今や大部分、日本の国内政治の動向次第である。というのは、この問題については河野と藤山の間で相違があるからだ」と語っている⁵³。要するにこの問題は、政治家の個人的な争いに過度に巻き込まれたのであり、だからこそ、外務省内に強い反感を残したのである。

51 同上、25-26頁。

52 陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950年代東アジア国際政治の文脈』（東京大学出版会、2000年）、199-200頁。

53 Telegram from Tokyo to Secretary of State, 1407, November 21, 1957, Box 1996, Central Decimal File 1955-59, Record Group 59, National Archives at College Park, Maryland, U.S. [hereafter NACP].

結局この問題は、最恵国待遇の適用に関する規定を「関税及び課徴金並びに通関手続及びその他の規則」に限定するという、日ソ共同宣言の付属議定書の一部と同文の規定をすることで合意に達した。日本側はこの「その他の規則」を極めて狭い意味で解釈し、最恵国待遇が事実上「関税及び通関事項に限定」されるとすることで⁵⁴、仮にソ連が日本の貿易業界を攪乱するような事態があった場合でも、何らかの自衛措置を行い得るものとしたのである。従って「理論的には条約上なら抵触する規定はないから、窓口一元化機構を設けることも差支えないわけである」と、外務省では理解された⁵⁵。この問題をめぐる紛糾は、大部分、日本国内の政局に翻弄された無用の混乱であった。

3) 安全保障に関する規定

この規定は、最終的に通商条約の第13条「この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国がその重大な安全上の利益の保護を目的とするいかなる措置をも執ることを妨げるものと解してはならない」として盛り込まれることになるが⁵⁶、日本側、特に外務省はこの規定を加えることを極めて強硬に主張した。むろんそれは、ココム規制の遵守を徹底するためであり、対ソ通商政策を対米協調の枠内に留めることに対して敏感であったためである。

ソ連側は、これによって差別的待遇を受ける可能性が生じることを嫌い、当初はこの問題に強い姿勢で臨んでいた。しかし日本側は、再びソ連・カナダ通商協定や、日ソ共同宣言の付属議定書の前例を挙げるとも

54 前掲外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」、9頁。

55 同上。

56 日ソ通商条約の原文は、例えば以下に掲載されている。外務省『わが外交の近況（第2号）』1958年3月、「資料」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1958/s33-contents03.htm>）。

に、ソ連側に対して「この条項に関するわが方提案を拒否したために、本交渉が決裂したというのであれば、国民としてもソ連側が通商交渉の中に不当に政治問題を導入せんとするものであるとして、当然日本政府の態度を支持するであろう」と⁵⁷、交渉の決裂さえ辞さない姿勢を示した。結局、前述の窓口一元化問題で日本側が設置の留保を行わないことを条件に、ソ連はこの点で譲歩することになる。

なお、アメリカ側の外交文書を見る限り、当時のアメリカ政府内に、この条約交渉を含めた日本の対ソ通商政策に対して強い懸念があった様子は窺えないが、かといって日本の政策が全てアメリカの意向通りであると見ていたわけでもなかった。この4年後に国務省内で作成された日本の共産圏貿易に関する文書によれば、「日本はこれまで概して言えば、ココムにおいてアメリカに極めて協力的であった」ものの、「自由世界の他の諸国による試みがあったり、あるいは日本と他の諸国が共に行動を起こす時に、やや協力的でなくなることもある」、つまり日本は西欧などの他の西側諸国の対ソ貿易の前例を利用することによって、対米協力を消極化させることがある。また日本経済にとっての重要性の高い「造船などの一定の分野では、ココムの範囲外での貿易制限までは行おうとはしない」⁵⁸。

また、この交渉に加わっていたソ連側代表団の一人は、妥結後に日本側に対して、ソ連代表団は交渉開始前は、日本のことを「アメリカの半ば家臣のようなもの (semi-vassal)」だと思っていた。しかし「日本を離れる今は、日本は純粋に自身の利益のために協定交渉を行っていて、アメリカの指令の下にあるわけではないということを確認している」と話している⁵⁹。この発言には多少のリップサービスもあったかもしれないが、日本

57 前掲外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」、11頁。

58 Memorandum from Dane to Matlock, "Japanese Economic Relations with Communist China and the USSR," February 23, 1961, JU00086, Digital National Security Archive (<http://nsarchive.chadwyck.com/>).

59 Telegram from Tokyo to Department of State, 670, December 20, 1957,

側が対米協調関係の維持に神経を使ったのは、少なくとも自身の利益を見失うほど過剰なものではないと、ソ連側には映っていたのである。

4) 決済方式

この問題は、特に大蔵省が強硬な主張を有していた。既に1956年11月に開始された前述の関係各省間の調整の段階で、大蔵省はソ連からの提案が予想された精算勘定方式に「強い拒否の態度」を示した⁶⁰。これを受けて、日本側はソ連側に対して、交渉開始前から一貫して、現金決済方式を採用することを強く主張した。ソ連は、全ての共産主義国と、米英や西独などを除く多くの資本主義国との貿易に対して精算勘定方式を取っており、現金決済方式はソ連にとっては例外的ではあったが、交渉の中で日本側の主張を受け入れていった。

精算勘定方式とは、取引ごとの決済を行わず、相互に信用を供与しつつ貿易を進め、一定期間後に全体の帳尻のみを現金で決済するという方式である。日本側がそうした方式を嫌い、全ての取引を現金決済で行うことを主張した理由は、この交渉にも関わった大蔵省為替局調査課長補佐の谷口昇が、交渉妥結後に執筆した記事の中で説明を行っている。第一に、精算勘定方式では相手国に有利な待遇を与えるため、相手国商品の輸入は容易になるが、反面、割高な商品の輸入を余儀なくされる可能性がある。貿易自由化の線に沿って、全世界から割安な物資を輸入した方が有利な場合がある。第二に、この方式では現金支払いに至らない程度まで貿易量を抑制しがちであり、貿易が縮小均衡する恐れがある。たとえ現金支払い分が生じた場合でも、外貨不足による焦げ付きが生じ易い。第三に、精算勘定方式についてはIMFやGATTから強く批判されており、世界貿易を歪曲す

Box 1996, Central Decimal File 1955-59, Record Group 59, NACP.

60 前掲外務省経済局第二課「日ソ通商交渉議事録」、2頁。

る排他的なものであると指摘されている。以上の3点から、日本は一時は16か国との間で精算勘定方式を取っていたが、1955年に西独との同方式を廃止し、以来10か国との間で同方式の廃止を決めている⁶¹。

要するに精算勘定方式は、自由貿易の原則にそぐわないものであり、戦後の復興により経済が回復し、外貨保有高が一定以上に達した日本にとっては、利益にならないものだと考えられたのである。高度経済成長の時代に入り、先進国として自由貿易体制に参入しようという中で、この方式を勝ち取ることは日本にとって死活的に重要性を持つものであり、「経済外交」の根幹に関わる問題であったともいえる。

5. 結論

日ソ通商条約の調印はマスメディアを始め、日本国内では広く歓迎された。外務省内では、ちょうどこの時期に交渉が難航していた中国との第4次民間貿易協定の締結に向けた弾みになることを期待する声もあった⁶²。しかし、当時の日本政府の日ソ貿易への見通しは、楽観的なものではなかった。通商条約の交渉が始まる前、1957年3月の国会において、関係各省の中では日ソ貿易に最も積極的であった通産省の松尾泰一郎通商局長は、業界の見通しとして示された、通商条約発効後第一年度の片道7,500万ドルという数字について「かなり過大」であり、「希望的な観測も入れて、第一年度は一千万ドルくらい……、あるいは一千万ドルにも達しない」のではないかとの見解を述べた⁶³。そして同年7月の雑誌記事によれば、この年に日ソ貿易が急増しつつあったことを目の当たりにして、政府は翌

61 前掲谷口、5頁。

62 Op. cit., telegram from Tokyo to Department of State, 670.

63 衆議院商工委員会、1957年3月27日（前掲『国会会議録検索システム』）。

58年の目標額を片道1,000万ポンド（1,800万ドル）に改めようとしていた⁶⁴。しかし実際には、日ソ貿易は57年で既に往復2,161.8万ドル、条約締結後の58年には4,025万ドルに達するのである⁶⁵。それは日中貿易が58年、長崎国旗事件を機に断絶にまで至ったのと対照的でもあった。日ソ貿易の持つ潜在力は、当時の日本政府の想定を大きく上回るものであった⁶⁶。

日ソ通商条約の交渉過程を見ても、交渉に臨んだ日本側の姿勢は、ソ連側とは異なり、必ずしも熱意に満ちたものとは言えなかった。日ソ貿易の将来に関する明確な展望があったのかどうか、疑わしい場面さえあったことも否めない。そこに存在したのは、ソ連に対する根強い警戒と不信の感情であり、対米関係への神経質な配慮であり、各省がそれぞれ個別に譲歩困難な事柄を有するというセクショナリズムであり、国内政局との不必要な連動であった。

しかし条約交渉に向けた日本側の姿勢は、稚拙な面ばかりでもなかった。東西冷戦の緊張緩和が進む中で、日ソ関係においても「政治の季節」がやがて後退し、「経済の季節」が到来しつつあるという時代の流れは、日本でも実感されていた。「東西貿易発展の世界的趨勢」に続くべきことを指摘しつつ、日ソの体制の相違は「現実的」に乗り越えられそうだと説いた広瀬の感触、自由貿易体制への参入と日ソ貿易との整合を図った大蔵省始め交渉団の執念、そして何より、ハイ・ポリティクスに捉われがちな外交を改めて「経済外交」を重視し、対ソ通商交渉の開始を早期に決めていた岸の新しい外交観は、いずれも時代の変化を見据えたものであり、この条約の成立を齎した不可欠の要素であった。対ソ貿易に長年期待をかけていた日本海沿岸地域の人々や、民間団体、国会議員らの熱心な活動も、

64 村本浩二「日ソ通商交渉の問題点」（『エコノミスト』35巻39号、1957年）、42頁。

65 前掲深水、51頁。

66 他方、前述の「シェピーロフ提案」の部分でも述べた通り、ソ連側の見通しはかなりの確だったようである。

彼らの背中を後押ししていた。

1950年代後半からの日ソ貿易の急速な進展は、ロー・ポリティクスの重要性が高まりつつあった戦後国際秩序の変化の中で、一見凍り付いていたような印象のある日ソ関係にさえ、その変化の波が及んだことを示すものであった。そしてそこには、恐らくソ連側に比べれば弱かったにしても、そうした新たな時代の波に乗り、日ソ関係に「経済の季節」を齎そうという日本側の意志があった。長期に渡る「右肩上がり」の日ソ貿易発展は、この時代の国際的潮流の恩恵によるものであったと同時に、時代の変化を察知した岸や交渉当事者の判断の結果であったことも、また確かなのである。